

令和2年12月15日

魚沼市議会議長 遠藤徳一様

議会運営委員会
委員長 佐藤肇

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和2年第4回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 12月15日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和2年第4回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和2年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和元年第4回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) その他

2 日 時 令和2年12月15日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、
本田 篤、(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、森山総務政策部長、大塚総務政策部副部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (9:58)

佐藤(肇)委員長 大平恭児委員から遅刻の届出がありましたので、ご報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。これより議事に入ります。令和2年第4回魚沼市議会定例会の運営について、ご審議をお願いいたします。

(1) 令和2年第4回魚沼市議会定例会について

佐藤(肇)委員長 日程第1、令和2年第4回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)付議事件について、執行部から説明をお願いいたします。

内田市長 本定例会に付託させていただく市長の付議事件であります。内容については、担当部長等のほうから説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

大塚総務政策部副部長 それでは、事件番号1番から説明をしたいと思います。

事件番号1番から8番につきましては、各会計の既決予算に追加、変更等を加える予算の補正について、それぞれ議決をお願いするものであります。

まず、事件番号1番の令和2年度魚沼市一般会計補正予算(第6号)の補正内容であります。歳入では、歳出予算に関連する国・県支出金を増額又は減額、ふるさと寄附金及

びふるさと結基金繰入金等を増額するほか、これまでの補正予算で計上していた財政調整基金繰入金の調整が、歳出では、県人事委員会勧告に準拠した職員の期末手当の引下げや職員の人事異動などに伴い、総額として減額となる職員給与費関係の予算を調整するほか、ふるさと寄附金の増額に伴って必要となる、ふるさと結基金事業関連経費及びふるさと結基金積立金の増額、工事請負費等の前倒し発注に係る経費や、新たに実施が必要となる事業に係る経費などの増額、新型コロナウイルス感染症の検査センターの設置経費の計上やコロナ関連の各種対策経費の増額、特別定額給付金事業の確定に伴う減額等が主なものであります。

次に、事件番号2番の令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補正内容は、歳入では、前年度決算の確定による繰越金の増額のほか、基金繰入金の減額が、歳出では、前年度保険給付費負担金の精算などに伴う県への償還金の増額が主なものであります。

次に、事件番号3番の令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補正内容は、歳入では、前年度療養給付費負担金の精算や前年度繰越金の増額のほか、一般会計繰入金の減額が、歳出では、県人事委員会勧告に準拠した職員の期末手当の引下げのほか、職員の人事異動に伴う職員給与費の調整や、前年度保険料負担金の精算などに伴う広域連合への納付金の増額が主なものであります。

次に、事件番号4番の令和2年度介護保険特別会計補正予算（第2号）の補正内容は、歳入では、歳入歳出予算に関連する国からの補助金の増額が、歳出では、職員の人事異動に伴う職員給与費の減額や、制度改正に伴うシステム改修経費の増額が、主なものであります。

次に、事件番号5番の令和2年度病院事業会計補正予算（第1号）、6番、令和2年度ガス事業会計補正予算（第2号）、7番、令和2年度水道事業会計補正予算（第3号）及び8番、令和2年度下水道事業会計補正予算（第2号）の補正内容につきましては、いずれも県人事委員会勧告に準拠した職員の期末手当の引下げや職員の人事異動などに伴う職員給与費について、それぞれ予算を調整するものであります。

続きまして、事件番号9番、魚沼市公共施設整備等基金条例の一部改正については、今後予定されている公共施設の解体撤去につきましても当該基金を活用できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

森山総務政策部長　続きまして、事件番号10番、魚沼市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正については、租税特別措置法の改正に伴い、延滞金の割合の特例について、所要の改正を行うものであります。

次に、11番、魚沼市入湯税条例等の一部改正については、こちらも租税特別措置法の改正に伴い、延滞金の割合の特例等について、魚沼市入湯税条例、魚沼市後期高齢者医療に関する条例及び魚沼市介護保険条例の一部を改正する条例の3本について、所要の改正を行うものであります。

次に、12番、魚沼市国民健康保険税条例等の一部改正については、地方税法施行令の改正に伴い、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直し等のため、所要の改正を行うものであります。

次に、13番、市有地の処分については、魚沼市水の郷工業団地造成地の一部を、企業の

工場用地として売却することについて、地方自治法及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、14番、市道路線の認定については、浦佐バイパス整備事業の実施及び市街化による生活道路への様態変更に伴い、5路線を認定することについて、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、15番、市道路線の変更については、浦佐バイパス整備事業の実施及び小平尾地区の県営圃場整備事業の完了並びに管理境界の変更に伴い、市道16路線の路線変更について、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、16番、市道路線の廃止については、市役所新庁舎の敷地内にある市道1路線について、今後構内道路として管理するため、その廃止について、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、17番及び18番の人権擁護委員候補者の推薦については、令和2年3月31日をもって2名の方の任期が満了となることから、その後任の方の推薦について、議会の意見を求めるものであります。以上でございます。

佐藤（肇）委員長　　ただいま説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。ただいま説明があった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって市長提出事件については受けることに決定いたしました。

次に、議長提出・受付事件について、議会事務局長から説明を求めます。

佐藤議会事務局長　　（資料「令和2年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧」により説明）

佐藤（肇）委員長　　ただいまの説明について、質疑を受けたいと思っております。質疑はございませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。ただいま議会事務局長の説明のとおり、議長受付事件については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議長受付事件については受けることに決定いたしました。

次に、（2）付議事件の取扱いについて、ご審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　　（資料「令和2年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱（案）について説明）

佐藤（肇）委員長　　ただいまの説明について、質疑を受けたいと思っております。質疑はございませんか。

渡辺委員　　先ほどの説明で、事件番号10番から12番につきましては1月1日施行ということで、例年であれば12月中に最終日を迎えるということなんですが、間に合わないのではないかと思っております。前回、8日の議運のときにそのことが分かっていたのかどうかという辺りはいかがでしょうか。執行部がですけど。

佐藤議会事務局長　　この予定でいきたいという打ち合わせはさせていただいております。これを出さなければいけないということは、了解済みということです。

渡辺委員　　8日の時点で日程を決めるわけですけども、確かに、一応委員会を開いて審議して、提案即決ではなく委員会を開いてその日のうちに採決するというところで、そういう

意味ではよかったのかなとは思いますが、8日の議運のところで日程を決めるときに、本会議ですとか、委員会が終わってからというような、委員会は25日で終わりますので、その辺りでどうだという話にはならなかったのでしょうか。

佐藤（肇）委員長　これにつきましては、要は付議事件が出てこない調整ができないと。日程を決めているわけですので、こういった内容のものが出てくるかというのが議運にまだかかってない時点で、それを先にやるということはできないと思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

渡辺委員　ということは、本日、提案をされた中で、皆さんが中で諮っていくという考え方だと思っております。皆さんがこれでよろしいということであれば、私もいいんですけども、やっぱり初日ですと、審議する時間を取ったとは言いながらも、どうなのかというところがございます。ただし、今回のことにつきましては、特措法によるものなので、これでいいのかなとは思いますが、皆さんで審議していただくということだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

佐藤議会事務局長　今の件について若干補足させていただきますけども、渡辺委員がおっしゃるように確かに変則的ではございますし、説明する時間も取れないようになりますので、この件については事前に会派代表者会議を開かせていただいて、執行部のほうからも来ていただいて、こういう事情だということで説明いただいて、その中でのご意見ということで、今回の変則的な形で提案したものとなっております。参考ということでお話をさせていただきました。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。付議事件の取扱いについては、ただいま議会事務局長から説明があったとおりの取扱いとしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて、議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　急施事件の取扱いについては、定例会開会前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとさせていただきますとするものです。

佐藤（肇）委員長　ただいまの説明について質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。ただいま局長から説明があった急施事件の取扱いについては、定例会開会前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決することにしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

（2）閉会中の所管事務調査について

佐藤（肇）委員長　日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(3) その他

佐藤（肇）委員長 日程第3、その他を議題といたします。

最初に報告があるようですので、議会事務局からお願いします。

磯部議会事務局次長 報告を1件させていただきます。小出特別支援学校の生徒さんによるコーヒーサービスにつきましては、前回の議会運営委員会の際に、事務局のほうで打ち合わせをするようにということでお話をいただきました。その後、打ち合わせをいたしましたので、決定したことにつきましてご報告させていただきます。期日につきましては、この前のお話のとおり、1月15日。一般質問の日の昼休み、12時から13時ということになりました。会場は、議会会議室を使っただいて、そちらのほうで無料のコーヒーサービスのほか、生徒さんが作成した物品で、さおり織というもののネックストラップやティッシュケース、陶器などの物販も行っていただきます。議員の皆さん、職員の皆さんから多くのご利用をいただきたいと思います。

佐藤（肇）委員長 今ほどの報告について、何かありませんか。（なし）報告については以上といたします。

執行部から協議、報告事項はございませんか。

内田市長 ありません。

佐藤（肇）委員長 委員の皆さんから執行部に対して何かございませんか。（なし）ないので、本日の会議を終わりたいと思います。会議録の調製については委員長に一任をお願いいたします。これで議会運営委員会を閉会いたします。

閉 会（10：29）